

議 案 名	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>重度心身障害者の医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>(1) 重度心身障害者医療費の現物給付の範囲が、富士見市・ふじみ野市・三芳町内の医療機関から、埼玉県内の医療機関に拡大するため、改正をするものです。 ・改正条文 第8条第2項</p> <p>(2) 医療機関等で医療を受けるときの被保険者確認において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されたため、改正するものです。 ・改正条文 第7条</p> <p>(3) 条文の文言修正を行うものです。 ・改正条文 第2条、第4条、第6条 第8条第1項及び第3項</p>
施 行 日	<p>(1) 令和4年10月1日 (2) (3) 公布の日</p>

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（<u>第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。</u>以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金等_____</p> <p>_____</p> <p>_____について、対象者に助成金を支給する。ただし、<u>対象者の</u>責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の支給対象としない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（_____</p> <p>_____</p> <p>_____以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 市__は、対象者に係る医療の一部負担金等（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。</u>）について、対象者に助成金を支給する。ただし、<u>受給者の</u>責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の支給対象としない。</p>

2・3 (略)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対して第4条第1項及び第3項の規定により助成金を支給することを決定したときは、当該受給資格登録者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対して第4条第2項の規定により助成金を支給しないことを決定したときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとするときは、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者(受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。以下この条において同じ。)の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が規則で定める医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求により、当該医療に係る一部負担金等を受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

2・3 (略)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給 _____を決定したときは、当該受給資格登録者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対して助成金の支給を行わない _____ときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに _____、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者(受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。 _____)の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市__は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等を _____代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者 _____に対し、助成金の支給があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係る助成金の支給について適用し、同日前の診療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。